

お知らせ

「建設リサイクル法届出済シール」の交付について

佐賀県では、平成 22 年 4 月 1 日から、県内土木事務所の窓口において、建設リサイクル法対象建設工事届出書の受付を行った後に、届出者に対して「建設リサイクル法届出済シール」を交付しています。工事着工後に工事現場に掲示する標識にシールを貼付することにより、届出済みであることの確認を容易にし、無届け工事の早期発見と防止を図り、違反業者の排除を目指します。

届出書が受理された日を含めて、7 日間は着工できません。また、7 日以内に変更命令を行う場合がありますので、届出日から 7 日目以降の着工日に貼付してください。

工事終了後は、すみやかに剥がしてください。

届出済シールの例

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

建設リサイクル法届出済
受付番号2020建-1号
佐賀県佐賀土木事務所

貼付箇所
(右上又は右下)

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可 () 第 号 知事
許可年月日	年 月 日

貼付箇所
(右上又は右下)

問合せ先

佐賀県県土整備部建設・技術課（建設業担当） TEL 0952-25-7153

又は佐賀県各土木事務所の届出窓口